

四日市市告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第51条の17第1項第1号及び四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年四日市市規則第38号、以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定をしたので、法第51条の30第2項及び細則第20条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

四日市市長 田中俊行

- 1 事業者の名称  
特定非営利活動法人 障害者支援グループ ピラミッド
- 2 事業者の主たる事務所の所在地  
三重県四日市市富州原町27番3号
- 3 事業所の名称  
相談支援事業所 ピラミッド
- 4 事業所の所在地  
三重県四日市市富州原町27番3号
- 5 指定年月日  
平成27年2月1日
- 6 事業の主たる対象者  
身体障害者・知的障害者・精神障害者
- 7 事業所番号  
2430201364
- 8 事業の種類  
指定計画相談支援

（健康福祉部 障害福祉課）